

		厚生常任委員会	
平成30年9月20日受理		請 第 33 号	
件 名	熊本県における改正健康増進法の円滑な施行を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者 住 所 氏 名		
松 田 三 郎 池 田 和 貴			
<p>(要 旨)</p> <p>たばこ事業は、たばこ事業法等に基づき運営されており、たばこ税については、国や地方自治体の重要な一般財源であることは周知の事実であるが、本年7月25日の改正健康増進法の公布後も独自の上乗せ規制を検討している自治体があり、今後独自の上乗せ規制を検討されることは、多方面にわたって甚大な影響を与えるおそれがあることから、次の事項について請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正健康増進法や政省令で定められる全国統一のルールを県民に周知・徹底することにより、県内における改正健康増進法の円滑な施行を推進すること</li> <li>2 県の行政機関における屋内喫煙室の閉鎖に際しては、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置が取られた場所に、喫煙場所を設置すること</li> <li>3 健康増進法の改正に伴い、「屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う」とする国からの財源について、県は有効な活用方法を検討、実施すること</li> <li>4 国が中小企業等を対象とする喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置については、事業者に積極的な周知を実施し、必要に応じて県は国と連携して支援策を検討すること</li> </ol> <p>(理 由)</p> <p>県内における葉たばこ耕作は、現在農家数540戸、面積1,042ha、販売高60億円となっており、たばこ農家は、葉たばこ生産に自信と誇りを持って良質葉生産に取り組んでいる。</p> <p>平成28年度の熊本県のたばこ税は、県税21.2億円、市町村税129.8億円で、零細かつ経済的基盤の弱いたばこ販売店では、販売を通じて財政に多大な寄与をしているとの自負と誇りを持ち、たばこ販売を行っている。</p> <p>成人の減少、喫煙率の低下などにより、たばこの消費が減少する中、改正健康増進法を上回る厳しい規制が導入されれば、更なる喫煙機会の減少、消費本数の減少が進むことは明らかであり、たばこ販売店及びたばこ農家の経営にも多大な影響が懸念される。</p> <p>飲食業、宿泊業等のサービス業においては、原則屋内禁煙の措置に伴う店舗の改装や標識の掲出等の対応が求められ、短期間に相応の負担を強いられる状況となっており、店内の喫煙環境の変化による客数や客単価の減少を懸念している。加えて、独自条例と改正健康増進法による二重法規制となった場合、業界の混乱や隣接県との事業環境の不均衡による顧客流出も懸念される。</p> <p>また、貴議会においては、2016年12月議会において「厚生労働省における受動喫煙防止対策強化措置について意見書提出を求める請願」を採択した上で、国会等に、事業者等に配慮した対策を求める意見書を提出されている。</p>			